

すわみつえ通信

No.147 2020年11月2日(月)

日本共産党鴻巣市議会議員

諏訪 三津枝



連絡先 鴻巣市赤見台3-2-7
TEL: 596-9440 FAX: 507-4151
携帯: 080-5039-2785
E-mail: mi-suwa@ezweb.ne.jp
mitsue-suwa@jcom.zaq.ne.jp

WEBで

すわみつえ



ホームページで、すわみつえの政策とお約束をご紹介します。

福祉・教育最優先の街づくり 市民の声を生かし いのちとくらしを守る市政に

ネット署名はこちらから

↓

<http://chng.it/xV9q9Mhm2R>

QRコード



「子どもたちの姿が見える町にしたいですね」「叔母が笠原に住んでいます」「笠原地域の卒園児がいます、笠原小に通いたい」と言っています。「笠原小を廃校にしたら、次は市内の同規模の学校も廃校にするのでしょうか」「子どもが小学校でいじめに合ひ、解決できないため、やむなく市外の私立校に転校した。先生が忙すぎるのはなぜ?」様々な意見や質問をいたします。

学校は子どもの学びの場であるとともに地域と大きく関わり、「まちづくりの形成の場でもあると痛感します。

『小学校残して』の署名をお願いしています。署名活動を通じて多くの保護者の方から話を聞くことができました。

「子どもの声が聞かれませんね、子どもたちの姿が見える町にしたいですね」

「小学校地域以外にお住まいの方にも『小学校残して』の署名をお願いしています。署名活動を通じて多くの保護者の方から話を聞くことができました。

11月13日まで笠原小学校存続のための
2つの署名を大きく拡げて!

スピード感ない処理
のうえ、黒塗り開示

広報ががやき8月号とともに、市教育委員会が安養寺・笠原・郷地地域に配布した「笠原小学校の適正配置等に関する意見・提案等について(依頼)」のアンケートに返送されたすべてを情報公開請求を提出しましたが、9月8日に情報公開請求を提出しましたが、9月23日に45日延長の連絡があり、10月30日にやっと公開されました。条例で定められた日数を最大限使い、開示されたものは78%が黒塗りのり弁のものでした。

アンケート結果は笠原小
廃校に「賛成と反対」が半々

「50歳代にアンケートを実施して87通の返送でした。87通のおおよそ半々が廃校に賛成と反対の意見であつたとのことです(議会答弁より)。141枚開示されました。110枚が写真の通り黒塗りのり弁です。31枚は活字での記入であつたため、内容が詳細に開示されました。

(笠原小問題は2面に続きます。)

天高し 核兵器禁止条約
確定ぞ

瑠璃子

(左) 情報公開請求で開示された黒塗り
の「意見・提案等 記入用紙」

意見・提案等 記入用紙

笠原小学校に関する、納廣告に関するスケジュールや活用に関すること、行政の支援(補助)、安養寺地区の一体化、学校用地の活用等、ご意見やご提案がございましたらご記入ください。

提出先 教育部 教育能効課 小・中学校適正配置担当
提出期限 令和2年8月28日(金)
提出方法 同封の返信封筒封筒に入れて郵送してください。

【記入欄】

【氏名】	10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上
【地区】(必須)	笠原・郷地・安養寺 ※〇をしてください。
【氏名】	
【意見・提案等】	

毎週朝 駅頭においてホットなニュース「すわみつえ通信」をお届けします。
(月)吹上駅南口 (火)北鴻巣駅東口 (水)北鴻巣駅西口 (木)吹上駅北口 (金)鴻巣駅西口

笠原地域意見交換会は 非公開で開催するの？

5年前に笠原地域で行われた適正規模・適正配置の意見交換会は、笠原地域以外の市民も参加できました。

11月14日(土)に開催予定の笠原地域意見交換会に、議員として傍聴を要望しましたが、地域住民限定で行うためという理由で傍聴は断られました。

12月議会に笠原小学校廃止の条例改定議案が提出されます。議員はこの議案が市民のためになるのか、適切な改定議案か審議します。審議を深めるための正当な調査活動である傍聴を市教育委員会が遮断しました。開かれた市政とはいえないと想います。

元荒川のほとり、豊かな木々に囲まれた笠原小学校

地権者さんの協力で大間3丁目の道路カーブミラーを隠す植栽の伐採が完了

(下の写真)

除草後
道路と側溝の
段差を確認



(上の写真)
除草前



(下の写真)

カーブミラーを覆う
植栽が伐採され、
除草も完了

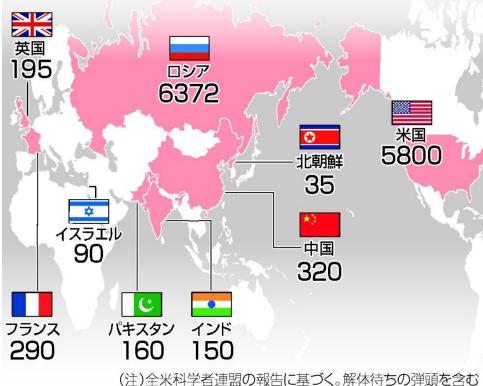


(上の写真)
カーブミラー周辺
植栽伐採前・除草前



大間3丁目の道路。民地の樹木が伸びて、カーブミラーを隠してしまったと市民の方から連絡がありました。市の道路課から地権者に連絡していただきありがとうございました。道路部分は市が除草しました。

国別の推定核弾頭数(2020年9月現在)



(注)全米科学者連盟の報告に基づく。解体待ちの弾頭を含む

核兵器禁止条約、来年1月発効 批准50到達、使用や威嚇を禁止一保有国は不参加

核兵器禁止条約の批准書や受託書を国連に寄託した国・地域が10月24日、発効に必要な50に達した。ホンジュラス国連代表部が同日の批准書寄託書を確認した。条約は90日後の来年1月22日に発効する。核兵器の使用や保有を初めて違法化する国際条約となる。ただ、加盟国以外に効力は及ばず、現状では核保有国や日本を含む同盟国の参加は絶望的。条約発効だけで核軍縮につながる可能性は極めて低い。今後、こうした国への加盟に向けて、いかに圧力を強めていくかが課題になる。

核兵器禁止条約は2017年3月、核軍縮の停滞を背景に非保有国の主導で制定交渉が始まり、同7月に採択された。核保有国やオランダを除く同盟国は交渉に参加せず、軍縮条約としては異例の速さで採択に至った。

条約は前文に被爆者の「受け入れ難い苦痛と損害」に留意すると明記。核抑止力を意味する「核兵器を使用するとの威嚇」も禁止した。一方、核保有国が交渉に参加しなかったため、具体的な軍縮措置は盛り込まれなかった。核兵器禁止条約制定を働き掛け、ノーベル平和賞を受賞した国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」で国連を担当するセス・シェルデン氏は「条約発効で(核兵器は違法という国際的な)規範が強まることで、非加盟国の行動に影響を及ぼす可能性はある」と指摘。核保有国などに加盟を促す活動を続けていく方針だ。

【時事通信社 10月25日付】